

「(仮称) ^{まな}みなみ学ぼうさい・^{あそ}遊ぼうさい事業」開催要項 (案)

～ 令和4年度 南区ふれあいまつり代替事業 ～

目的

区民の関心が高い「防災」や「減災」をテーマにした体験型の事業を実施し、南区の防災力を高めることと、自治会加入促進に寄与することを目的とする

※ 実行委員会負担金として各校区1万円を徴収

1. 「みなみ防災フェスタ」区主催事業 (全体イベント)

(1) 日時 令和4年12月10日(土) 13:00～17:00

(2) 会場 ビッグ・アイ 1階フロア貸し切り

(3) 主催 南区ふれあいまつり実行委員会

(4) 参加人数 入場は自由 (状況に応じて入場制限等を設ける)

(5) 内容 遊びをとおして体験しながら楽しく防災知識を学べるイベント

(6) 広報

①広報さかい ②市HP ③みみちゃんツイッター ④チラシ作成

(7) 今後のスケジュール

7月～8月	企画・運営業者選定	8月下旬	業者決定、契約締結
9月～12月	企画調整、設営段取	10月～11月	広報
12月10日	事業実施		

(8) その他

- 会場内での飲食については不可 (決められた場所での水分補給は可とする)
- 来賓について、開催案内など、お知らせはおこなうが、接待等はおこなわない
- 事務局で既存の防災訓練の内容や防災フェスタを参考に「楽しみながらできる防災訓練」の手順書を作成し、「2.各校区主体事業」で活用

2. 各校区主体事業

(1) 日時・会場 各校区で実施する自主防災訓練 (9月以降)

(2) 内容

- ①自治会未加入者および未加入単位自治会への訓練参加の呼びかけ
- ②公開された手順書を参考に独自の防災訓練を実施

(3) 事業に対する助成

- (2) に示す内容に基づく自主防災訓練に必要とする経費に対し5万円を上限に助成

令和4年7月1日

令和4年度 南区ふれあいまつり実行委員会（第2回）

《案件》

- 1 南区ふれあいまつり実行委員について
- 2 南区ふれあいまつり事業概要について

令和4年度 南区ふれあいまつり実行委員会名簿

役職	氏名	校区等	備考
委員長		三原台	
副委員長		高倉台	
副委員長		新檜尾台	
副委員長		南区長	
会計		榎塚台	
理事		美木多	
委員		上神谷	
委員		宮山台	
委員		竹城台	
委員		茶山台	
委員		若松台	
委員		晴美台	
委員		高倉台西	
委員		桃山台	
委員		赤坂台	
委員		城山台	
委員		庭代台	
委員		御池台	
会計監査		福泉中央	
会計監査		原山台	

事務局 堺市南区役所 自治推進課

南区ふれあいまつり実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、南区ふれあいまつり実行委員会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は堺市南区役所自治推進課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は南区に住む人々や南区域で働く人々が南区ふれあいまつりを通じて、コミュニティの輪を広げ地域の歴史や伝統を再発見し、わがまちを愛する心を育み地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は、南区域内の各小学校区自治連合会代表者及び南区役所区長の職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。ただし、必要な場合は、第13条の議決により他団体等から委員を加えることができる。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|------|----|-------|-----|
| ・委員長 | 1名 | ・副委員長 | 3名 |
| ・会計 | 1名 | ・理事 | 若干名 |

(役員を選任)

第6条 委員長は、堺市南区自治連合協議会会長をもって充てる。

- 2 副委員長は、堺市南区自治連合協議会副会長及び南区役所区長の職にあるものをもって充てる。
- 3 理事は、堺市南区自治連合協議会理事をもって充てる。
- 4 会計は、堺市南区自治連合協議会会計をもって充てる。

(会計監査)

第7条 本会に会計監査を置く。

- 2 会計監査は、堺市南区自治連合協議会会計監査をもって充てる。
- 3 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

(役員、会計監査の任期)

第8条 役員、会計監査の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議)

第11条 本会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、議長は委員長が指名する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議事項)

第13条 会議は次の事項を審議し、議決する。

- ・事業の重要事項
- ・部会への付託事項
- ・諸規定の制定及び改廃に関する事項
- ・その他委員長が必要と認めた事項

(部会)

第14条 委員長は、事業の推進に当たり、専門的事項を審議する必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から委員長が委嘱し、部会員は部会長が委嘱する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会の審議事項)

第15条 部会は、次の事項を審議する。

- ・事業実施についての専門的事項
- ・部会へ付託された事項

(経費)

第16条 本会の事業実施に要する経費は次によって支弁する。

- ・校区及び市の負担金
- ・協賛金
- ・その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成9年5月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。